

沖绳県公報

定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に当たるときは休刊とする。

	目	次	
規 則			
	の一部を改正する#	見則(管財課)	1
		・ ・理に関する条例の一部を改正する条例の施行期	- 1日
告示	•,		
□ 土地改良区の役員の就任及び退	k任の届出(村づくり) 計画課)	2
		(水産課)	
公告			
○ 特定非営利活動法人の設立の認	証申請・3件(県日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
○ 開発行為に関する工事の完了 ((建築指導課)		4
○ 特定調達契約に係る一般競争入	札の参加資格及び申	³ 請方法等についての公告(警察本部警務課)…	5
○特定調達契約に係る一般競争入	札の公告(警察本部	『警務課)	6
公安委員会事項			
○警備員指導教育責任者講習の実	施		8
選挙管理委員会事項			
○ 選挙管理事務執行取扱規程の-	·部を改正する告示		10
○ 選挙運動及び政治活動事務取扱	!規程の一部を改正す	-る告示	10
	 規	 則	
AT AH 1日 ISP AN AN HI (A) → HE ア → TH DI		Little Section 1	
沖縄県職務発明等に関する規則	の一部を以上する規	則をここに公布する。	
平成25年7月26日		外细目如声	Ħ
沖縄県規則第75号		沖縄県知事 仲 井 眞 弘	多
沖縄県税則第73号 沖縄県職務発明等に関する	坦則の一部をみてす	· Z #	
		る妖則 !則第11号)の一部を次のように改正する。	
第11条中「申し出」を「申出」	(十成3年仲間界別	、則第11万/ の 前を外のように以上する。	
	にみかる		
		関長」を加う 「短祉保健企両調長」を「環暗	砂等調
)次に「、行政管理語	課長」を加え、「福祉保健企画課長」を「環境 家本会」に改める	政策課
長」に改め、同条第6項中「職務)次に「、行政管理語	그 이 그림 그는 그는 그는 이번 이번 이번 이번 그는 그를 그린 기계를 모르는 이번 때문에	政策課
長」に改め、同条第6項中「職務 附 則)次に「、行政管理 発明等審査会」を「	그 이 그림 그는 그는 그는 이번 이번 이번 이번 그는 그를 그린 기계를 모르는 이번 때문에	政策課
長」に改め、同条第6項中「職務)次に「、行政管理 発明等審査会」を「	그 이 그림 그는 그는 그는 이번 이번 이번 이번 그는 그를 그린 기를 가지 않는 것이 되었다.	政策課
長」に改め、同条第6項中「職務 附 則 この規則は、公布の日から施行)次に「、行政管理 発明等審査会」を「 する。	審査会」に改める。	
長」に改め、同条第6項中「職務 附 則 この規則は、公布の日から施行)次に「、行政管理 発明等審査会」を「 する。	그 이 그림 그는 그는 그는 이번 이번 이번 이번 그는 그를 그린 기를 가지 않는 것이 되었다.	

沖縄県規則第76号

平成25年7月26日

沖縄県知事 仲 井 真

弘多

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日 を定める規則

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成25年沖縄 県条例第37号)の施行期日は、平成25年8月1日とする。

告示

沖縄県告示第433号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり城辺砂川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	砂川明寛	宮古島市城辺字砂川198番地の 6
理事	来間敏幸	宮古島市城辺字砂川606番地の 7
理事	奥浜健	宮古島市城辺字友利69番地
理事	下地清義	宮古島市城辺字下里添589番地
理事	砂川博美	宮古島市城辺字砂川209番地
理事	砂川輝光	宮古島市城辺字砂川165番地の1
理事	砂川善栄	宮古島市城辺字砂川25番地
理事	砂川金栄	宮古島市城辺字砂川94番地の1
理事	砂川義隆	宮古島市城辺字砂川158番地
理事	砂川栄一	宮古島市城辺字砂川135番地
理事	友利研一	宮古島市城辺字砂川1166番地の2
理事	上里安由	宮古島市城辺字砂川686番地の1
理事	狩俣寿男	宮古島市城辺字砂川1159番地の10
理事	下地静香	宮古島市城辺字下里添632番地
理事	德田松吉	宮古島市城辺字砂川63番地の 1
監事	砂川松盛	宮古島市城辺字砂川682番地の 1
監事	下地弘	宮古島市城辺字友利124番地の3
監事	下地範昭	宮古島市城辺字下里添637番地の 6

任期 平成25年5月19日から平成27年5月18日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	砂川明寛	宮古島市城辺字砂川198番地の 6
理事	来間敏幸	宮古島市城辺字砂川606番地の7

理事	友利通徳	宮古島市城辺字友利8番地			
理事	下地吉行	宮古島市城辺字下里添554番地の3			
理事	砂川博美	宮古島市城辺字砂川209番地			
理事	砂川輝光	宮古島市城辺字砂川165番地の1			
理事	砂川善栄	宮古島市城辺字砂川25番地			
理事	砂川恵徳	宮古島市城辺字砂川102番地の1			
理事	砂川義隆	宮古島市城辺字砂川158番地			
理事	砂川栄一	宮古島市城辺字砂川135番地			
理事	友利研一	宮古島市城辺字砂川1166番地の2			
理事	上里安由	宮古島市城辺字砂川686番地の1			
理事	狩俣寿男	宮古島市城辺字砂川1159番地の10			
理事	下地静香	宮古島市城辺字下里添632番地			
理事	砂川勝彦	宮古島市城辺字砂川90番地の1			
監事	砂川松盛	宮古島市城辺字砂川682番地の1			
監事	下地弘	宮古島市城辺字友利124番地の3			
監事	下地範昭	宮古島市城辺字下里添637番地の 6			

沖縄県告示第434号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第1項の規定により、与那良原地区県営土地改良事業 (区画 整理) 計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月26日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成25年7月29日から同年8月23日まで
- 3 縦覧に供する場所 竹富町役場
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15 日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第435号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により、北谷加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成25年7月26日

//\	生
Δ	

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法 人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年9月15日まで縦覧に供する。

平成25年7月26日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年7月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県飲酒運転撲滅対策センター
- 3 代表者の氏名 新垣毅
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目457番地コーポラスJOYA-1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、飲酒運転による交通死亡事故の根絶を目指し、交通モラルの向上、交通事故のない安全で安心な生活ができる環境にするため、沖縄県民一人ひとりが飲酒運転の及ぼす悪影響を理解し、社会全体で飲酒運転を根絶できるように取り組むことを目的とする。さらには癒しと安らぎを享受できる心豊かな地域社会を形成するとともに、「命どう宝」の精神で飲酒運転根絶のため、沖縄県民一人ひとりの意識改革に努め、飲酒運転が出来ない社会づくりの推進を図り、地域住民の安全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法 人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年9月15日まで縦覧に供する。

平成25年7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年7月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人わした木工技能伝承会
- 3 代表者の氏名 金城稔
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字世名城774番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、木造建築に携わる技術者と協働して、文化価値の高い伝統的木工技能の伝承、研究や未来の木工技能者の育成を行い、豊かな住文化の育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年9月16日まで縦覧に供する。

平成25年7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あやのふぁ
- 3 代表者の氏名 當銘由紀夫
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡北中城村字渡口1029番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、途絶えつつある沖縄県のうちなーぐちを次世代に引き継ぐため、 うちなーぐちの調査研究・指導者育成・新たな活用方法の開発・促進に関する事業を行い、その保存・継 承を目的とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年7月26日

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年1月11日 沖縄県指令土第6号、平成25年3月29日 沖縄県指令土第493号(変更)、平成25年6月5日 沖縄県指令土第785号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市高原一丁目812番ほか7筆

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市高原一丁目11番5号 有限会社キク商事 代表取締役 喜久本徳吉
- 5 検査済証番号 平成25年7月16日 第4011号
- 6 工事完了年月日 平成25年7月3日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成25年7月26日

- 1 調達する物品等の種類 男性警察官用夏服上衣(長袖)、男性警察官用夏服上衣(半袖)、男性警察官 用夏服ズボン、男性警察官用冬ワイシャツ、男性警察官用ベルト、女性警察官用夏服上衣(長袖)、女性 警察官用夏服上衣(半袖)、女性警察官用夏服ズボン、女性警察官用冬ワイシャツ及び女性警察官用ベル ト(以下「警察官用制服等」という。)
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成25年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 沖縄県警察が必要とする衣料等の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第 1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年 間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格 (以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類 (以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと を証する書類
 - カ 沖縄県警察が必要とする衣料等の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する 書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄 県警察本部警務部警務課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線 2313)
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から平成25年8月29日 (木曜日)まで (土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成26年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する警察官用制服等に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成25年7月26日

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量
 - ア 男性警察官用夏服上衣(長袖) 1,043着
 - イ 男性警察官用夏服上衣(半袖) 1,388着
 - ウ 男性警察官用夏服ズボン 1,588本
 - エ 男性警察官用冬ワイシャツ 1,412着
 - オ 男性警察官用ベルト 1,400本
 - カ 女性警察官用夏服上衣(長袖) 98着
 - キ 女性警察官用夏服上衣(半袖) 87着
 - ク 女性警察官用夏服ズボン 108本
 - ケ 女性警察官用冬ワイシャツ 92着
 - コ 女性警察官用ベルト 107本
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成26年1月31日 (金曜日)
 - (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告(平成25年7月26日付け沖縄県公報定期第4170号登載)による警察官用制服等に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 仕様書に適合する製品の見本を平成25年8月29日 (木曜日) 午後6時までに7(2)の場所に提出し、沖縄県警察の検査に合格した者又は過去2年以内に当該仕様書に適合する製品と同等の製品を沖縄県警察に納品した実績のある者
- (3) 生地製造業者の出荷引受書及び縫製工場の縫製引受書を平成25年8月29日 (木曜日) 午後6時までに 7(2)の場所に提出した者
- 3 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から平成25年8月29日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれ の日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課(9(2)の場所)
- 4 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成25年9月10日 (火曜日) 午前10時
 - (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県警察本部庁舎4階会計 課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除され

る。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成25年8月29日 (木曜日)まで(土曜日 及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県警察本部警務部警務課 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098-862-0110 (内線2313)
- 8 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2242)
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。 電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成25年9月9日 (月曜日) 午後6時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県警察本部警務部会計課(9/2)の場所)に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成25年8月6日 (火曜日) 午前11時
 - イ 場所 沖縄県警察本部庁舎4階402会議室
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
 - (1) Names and Quantities of the items to be purchased
 - Summer long-sleeved shirts for male police officer 1,043
 - Summer short-sleeved shirts for male police officer 1,388
 - Summer pants for male police officer 1,588

Winter shirts for male police officer 1,412

Belt for male police officer 1,400

Summer long-sleeved shirts for female police officer 98

Summer short-sleeved shirts for female police officer 87

Summer pants for female police officer 108

Winter shirts for female police officer 92

Belt for female police officer 107

(2) Pre-bid Meeting

Date and time: At 11:00 a.m. on Tuesday, August 6,2013

Place: Confarence Room 402 4th floor of Okinawa Prefectural Police HQ

(3) Bid Opening

Date and time: At 10:00 a.m. on Tuesday, September 10, 2013

Place: Bidding room at Accounting Division, 4th floor of Okinawa Prefectural Police HQ

(4) Point of contact for references (including the specification documents, etc.)

Police Administration Division, Okinawa Prefectural Police HQ

Address: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-0021

Phone: 098-862-0110 (Ext. 2313)

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第85号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成25年7月26日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
- (2) 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区 分	講習期間時間場所
	平成25年9月10日(火曜 午前9時から午後5時(平
	【考査】9月17日 (火曜 午後3時20分から午後5時 日)

(2) 追加取得講習

	区	分	講習期間		時間]	場	所	
第		に規定す	日)から同月17日(火曜	午前9時から午後成25年9月17日は、午後3時)ま	にあって		訓練セン	

【考査】9月17日 (火曜 午後3時20分から午後3時 日) 55分まで

- 3 受講定員
 - (1) 新規取得講習 30人
 - (2) 追加取得講習 30人
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第2号の警備業務(以下「当該警備業務」という。)に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
 - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検 定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務 に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。
 - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた 後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 旧1級検定に合格した者
 - オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に 従事しているもの
- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。) 1通
 - (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
 - ア 新規取得講習
 - (ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
 - (イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
 - (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
 - (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明 書
 - イ 追加取得講習
 - (7) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (4) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格 者証等の写し
 - (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及 び指導教育責任者資格者証等の写し

- (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書 及び指導教育責任者資格者証等の写し
- 6 受講申込手続等
 - (1) 受付期間
 - ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成25年8月12日(月曜日)から同月16日(金曜日)までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。
 - イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成25年8月14日(水曜日)から同月20日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。
 - (2) 提出先
 - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察 本部生活安全部生活安全企画課
 - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活 安全企画課
 - (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、 受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、環付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 8 その他
 - (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
 - (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
 - (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3054、3055)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第30号

選挙管理事務執行取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年7月26日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

選挙管理事務執行取扱規程の一部を改正する告示

選挙管理事務執行取扱規程(昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第46条中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改める。

第42号様式備考2(2)中「身体」を「心身」に、「文盲」を「ア以外の事由」に改める。

附則

この告示は、平成25年7月26日から施行する。

沖縄県選挙管理委員会告示第31号

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。 平成25年7月26日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示

選挙運動及び政治活動事務取扱規程(昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第143条(文書図画の掲示)第1項第4号の2」を「第143条(文書図画の掲示)第1項 第4号の3」に改める。

附 則

この告示は、平成25年7月26日から施行する。